

# 成城 8 丁目都営住宅跡地 特別養護老人ホーム等の 住民説明会が開かれました

6月25日2回にわたって、成城8丁目都営住宅跡地の福祉施設整備計画の住民説明会が行われました。

その後、高齢者施設の事業者の公募が始まりましたので、以下詳細をお知らせします。

## ○6月25日住民説明会報告（都立総合工科高にて）

住民説明会は、約90名が参加されました。都や区から整備手法（都が低廉な価格で、社会福祉法人などの民間事業者に50年間土地を貸し付ける）や概要が説明されました。

その後の質疑応答では、住民の皆様から「工事期間中、大型車両の往来が多くなるのではないかな。その対策は？」

「良い計画だが、植栽とか間隔をあけて、作ってほしい。周辺環境への配慮をしてほしい。」

「B地区の障がい者施設と保育園施設の工事着工に、1年の差がある。一緒に工事着工してほしい。」

また、車いす使用の障がい者の方から「中途身体障がい者が利用できる施設にしてほしい。」などの要望・疑問の声が出されました。

都・区からは「要望を事業者に伝えたい」「何らかのかたちで回答したい。」などの回答がありました。

## ○6月28日特養老人ホームなどの事業者公募開始

### [スケジュール] (予定)

#### ✿子ども施設

平成24年1月 事業予定者決定（都）  
6月 工事着工

平成25年4月 開設

#### ✿障がい者施設

平成23年12月 事業予定者決定（都）  
平成25年10月 工事着工

平成26年度中 開設

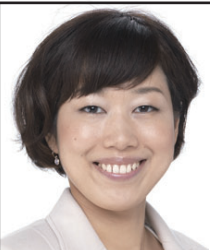
#### ✿高齢者施設

平成23年10月 事業予定者決定（都）  
平成25年2月 工事着工

平成26年度中 開設

☞ 高齢者施設開設には、発表から約3年がかかります。現在、区はこの計画が今後もっとも早くできる施設だとしています。それなら、なおさらスピード感をもった取り組みが必要です。

☆私たち日本共産党区議団は、区民のみなさまの声と事業者・当該団体の要望を大切に、この整備計画をすすめることを都と区に求めていきます。  
☆これからも力を合わせて、1日も早い施設整備が出来るよう頑張ります。



日本共産党・区議会議員 江口じゅん子の区政報告

## こんにちは 江口じゅん子 です

ブログ <http://e51d41egc.blog137.fc2.com/>

メール [eguchi@jcp-setagaya.jp](mailto:eguchi@jcp-setagaya.jp)

2011年6月29日

世田谷区世田谷 4-21-27

# 世田谷清掃工場で放射セシウムなど検出

## 23 区内のすべての清掃工場でも

23 区の清掃工場を管理している 23 区清掃一部事務組合は 27 日、世田谷清掃工場を含む 23 区内すべての工場の焼却灰などから、放射性セシウムが検出されたと発表しました。検出されたセシウムは、最大で江戸川工場の 9740 ベクレル/kg。世田谷清掃工場は 3110 ベクレル/kg、千歳清掃工場では 2940 ベクレル/kg でした（飛灰のデータ。詳しいデータは清掃組合のホームページなどをご参照ください）。

### 区に嚴重な安全対策を申し入れ

日本共産党

日本共産党区議団は今回の事態を受け、29 日、嚴重な安全対策と住民への情報公開などを区に申し入れました。

#### 工場周辺の汚染調査の徹底を

申し入れでは、焼却灰の保管や搬出・運搬の際の安全管理の徹底、溶融スラグの活用の中止と安全管理の徹底を求めました。

また、焼却灰に散布した水など清掃工場からの汚染処理水や、清掃工場の煙突口も含めた場内のモニタリング調査の継続的な実施、情報の速やかな公開などを求めています。

#### きめ細かい放射線量調査を

一般廃棄物の焼却灰から放射能が検出されたということは、区内に広く放射性物質が飛散している可能性を示唆しています。申し入れでは、区内での一層きめ細かな放射線量の測定と公開を求めました。

清掃一部事務組合が発表した当面の処理方針（6 月 27 日）より

1、8,000Bq/kg を超える飛灰（注）については、東京都の管理する一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）に場所を定めて一時保管する。

一時保管の方法は、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（平成 23 年 6 月 23 日）に準拠する。

なお、一時保管の準備が整うまでの間、8,000Bq/kg を超える飛灰については、当該清掃工場灰貯留槽等に保管する。

2、8,000Bq/kg 以下の飛灰については、東京都の管理する一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）に場所を定めて主灰と分けて、埋立処分する。

3、一時保管の期間は、国による新たな飛灰の取扱方法が定まるまでとする。

4、国に対し、新たな飛灰の取扱方法の策定を要請する。

（注）飛灰とは、ろ過式集じん器などで捕集した排ガスに含まれているダスト（ばいじん）をいう。

\* 主灰については、8,000 Bq/kg 以下であるので、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」に基づいて埋立処分する。